

令和 6 年度

国営土地改良事業地区調査

角田丸森地区小田排水機場基本設計その他業務

現場説明書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

1. 契約の保証について

(1) 契約の保証について

契約の保証については、別紙－１のとおりである。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

(2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

① 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

③ 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(3) 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

2. 積算業務区分等について

本業務の予定価格積算は、以下のとおりである。

調査業務：地質・土質調査業務の価格積算基準（農林水産省農村振興局制定）

測量業務：測量業務の価格積算基準（農林水産省農村振興局制定）

設計業務：設計業務の価格積算基準（農林水産省農村振興局制定）

3. 外業について

(1) 積算の基地は、「仙台市」で考えている。

(2) 通勤により業務を行うものと考えている。

(3) 交通手段は、「ライトバン」で一般道路による移動を考えている。

(4) 「ライトバン」での移動時間を３時間/日で考えている。

(5) 調査業務における外業日数として、41 日を見込んでいる。

4. 安全費について

本業務の安全費（率計上）については、以下のとおり計上している。

項目名	職種		
	調査業務	測量業務	設計業務
安全費（率計上）	なし	2.5%	なし

5. 地質調査について

①準備及び後片付け（１業務）を計上している。

②資機材の現地搬入・搬出に係る運搬費を以下のとおり計上している。

運搬機械：３ｔ車（2.9t 吊りクレーン付きトラック）

積算基地：「仙台市」

③現場内小運搬を以下とおり見込んでいる。

重量：0.13ton/箇所

総運搬距離：50m超 100m以下/箇所

施工機械：特装車（クローラ）

標高差における距離補正：なし

④調査孔閉塞（φ66mm×２か所、φ86mm×２か所）に係る費用を計上している。

⑤地盤情報検定費

国土地盤情報データベース検定費

ボーリング 1 本当たりの検定費用：2,000 円

ボーリング数：2 本

6. 測量作業について

①測量作業における現場条件等は以下を考えている。

地域・地形区分：耕地・平地

現場条件：1000 台未満/12 時間

②3 級基準点測量の永久標識設置については、地上埋設（上面舗装）で計上している。

③測量成果検定費

技術管理費として、3 級基準点測量及び 3 級水準点測量に係る成果検定費を以下のとおり計上している。

3 級基準点測量：トータルステーション

3 級水準測量：手書き手簿

7. 打合せについて

（1）積算の基地は、「仙台市」で考えている。

（2）交通手段は、「高速バス」で考えている。

（3）打合せ人員については、下記のとおり考えている。

	職 種			備 考
	主任技師	技師 A	技師 B	
初 回	1.0 人	1.0 人		
中 間		2.0 人	1.0 人	3 回実施
最終回	2.0 人	1.0 人		

なお、各労務人員の 1.0 人の内訳は、打合せ 0.5 日、移動 0.5 日を合わせて 1.0 人としている。

最終回の打合せにおいては、照査を実施した照査技術者自身による報告を見込んでおり、主任技師 1.0 人を見込んでいる。

8. 作業歩掛について

特別仕様書第 3－3 条の設計作業項目及び数量、別紙－3 に示す設計作業項目内訳表の作業歩掛は、「土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」及び下表のとおり考えている。

なお、下表の作業歩掛は業務完了後、監督職員が別途指示する様式に従って監督職員へ当該業務の歩掛実態調査を提出するものとする。

【小田排水機場基本設計】

機場区分：排水機場

前段設計補正：なし

難易度補正：1.00

吐出量補正：1.0

ポンプ台数補正：なし

ポンプ台数：2～3 台

排水量：8.7m³/s（吐出量区分：3m³/s ≤ Q ≤ 10m³/s）

基礎区分：杭基礎

作業項目	数量	職 種						備 考
		技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
1. 準備作業								
（1）現地調査	1 式	積算参考歩掛を適用						
（2）現地調査（ポンプ吐出し管・堤外水路の設計）	1 式		1.5	1.0	1.5			4－（3）、8 に係るもの

作業項目	数量	職 種						備 考
		技師長	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
(3) 資料の検討	1 式	積算参考歩掛を適用						
(4) 資料の検討 (ポンプ吐 出し管・堤外水路の設計)	1 式		1.0	1.0				4-(3)、8 に係るもの
2. 設計計画								
(1) 比較検討	1 式	積算参考歩掛を適用						
(2) ポンプ及び附帯設備機 場規模の検討	1 式	積算参考歩掛を適用						
3. 水理計算								
(1) 揚程、キャピテーションの検討	1 式	積算参考歩掛を適用						
(2) サージングの検討	1 式	積算参考歩掛を適用						
4. 機場工の設計								
(1) 吸水槽	1 式	積算参考歩掛を適用						
(2) 吐水槽	1 式	積算参考歩掛を適用						
(3) ポンプ吐出し管	1 式		2.0	6.0	6.0	2.0		
(4) 沈砂池	1 式	積算参考歩掛を適用						
(5) 機場本体	1 式	積算参考歩掛を適用						
(6) 設計図作成・数量計算	1 式	積算参考歩掛を適用						
5. 樋門、樋管工の設計								
(1) 躯体工	1 式	積算参考歩掛を適用						
(2) 門柱	1 式	積算参考歩掛を適用						
(3) 胸壁、翼壁、水叩き	1 式	積算参考歩掛を適用						
(4) 操作室、管理橋	1 式	積算参考歩掛を適用						
(5) 水門扉	1 式	積算参考歩掛を適用						
(6) 設計図作成・数量計算	1 式	積算参考歩掛を適用						
6. 建屋の設計								
(1) 建物	1 式	積算参考歩掛を適用						

作業項目	数量	職 種						備 考
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
7. 護岸工の設計	1 式	積算参考歩掛を適用						
8. 堤外水路の設計	1 式		2.0	4.0	4.0	4.0	2.0	
9. 土工計画	1 式	積算参考歩掛を適用						
10. 仮締切堤設計	1 式	積算参考歩掛を適用						
11. 山留工設計	1 式	積算参考歩掛を適用						
12. 概算工事費積算	1 式	積算参考歩掛を適用						
13. 照査								
(1) 照査	1 式	積算参考歩掛を適用						
(2) 照査 (ポンプ吐出し管・堤外水路の設計)	1 式		1.0					4-(3)、8に係るもの
14. 点検取りまとめ								
(1) 点検取りまとめ	1 式	積算参考歩掛を適用						
(2) 点検取りまとめ (ポンプ吐出し管・堤外水路の設計)	1 式		1.5	2.0	2.0			4-(3)、8に係るもの

9. 特別仕様書補足事項

- (1) 特別仕様書第4-1条2に示す「工事及び業務の情報共有システム活用要領」の1-5費用で定める情報共有システムの費用等は次のとおりである。

なお、費用については、一括計上価格に計上している。

①見込んでいる費用

月額利用料 11,100 円/月

②アカウント数 アカウント数 12 ユーザー

③使用容量の上限 5 GB

④使用期間 9 か月

- (2) 特別仕様書第6-1条に示す不開示情報の黒塗り等の措置に係る費用として、設計業務技術員 0.5 人及び電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 1 枚の費用を直接経費に計上している。

作業にあたっては、監督職員との打合せに基づき、本業務の成果物データ (PDF 形式) を元に、PDF ファイルの編集機能を用いて、黒塗り等の措置を行うものとする。

提出にあたっては、編集可能な状態で提出するものとする。

なお、不開示情報とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報とする。

別 紙－１

１．契約の保証について

- (１) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類の提出に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏（官職・氏名）…注１」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第２９条の１０の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官（官職・氏名）…注２」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第２９条の１０の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行なう組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「契約担当官等（官職・氏名）…注３」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「契約担当官等（官職・氏名）…注 3」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「契約担当官等（官職・氏名）…注 3」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であつて、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであつて、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

注1：東北農政局

歳入歳出外現金出納官吏総務部会計課
課長補佐（主計）
昆野 淳

注2：政府保管有価証券取扱主任官

東北農政局総務部会計課
課長補佐（主計）
昆野 淳

注3：支出負担行為担当官

東北農政局長
前島 明成